指名停止措置の概要

- 1. 指名停止措置業者名及び業者の住所 株式会社目黒林業 秋田県男鹿市船川港船川字化世沢 177 番地 8
- 2. 指名停止措置期間

令和6年8月27日から令和7年2月26日まで(6ヶ月)

3. 指名停止措置の範囲 東北森林管理局管内

4. 事 実 概 要

株式会社目黒林業の元代表取締役は、代表取締役だった令和6年3月に秋田地方振興局建設部保全・環境課の副主幹(当時)のあっせんにより、道路維持管理業務の伐採作業を請負う事ができた見返りに現金50万円を渡したとして、令和6年8月7日、贈賄の容疑で秋田県警に逮捕されたものである。

5. 指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2贈賄及び不正行 為等に基づく措置基準(贈賄)第3号イに該当する事実とし、契約の相手方として 不適当であると認められるため。

〈工事請負契約指名停止等措置要領〉

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

	措	置	要	件		期間
(贈賄)						
3 次のイ、	ロ又は	ハに掲げ	げる者がき	当該部局	の管轄区域	逮捕又は公訴を知った日から
内の他の公	 共機関	の職員に	対して行	テった贈	賄の容疑に	
より逮捕さ	れ、又	は逮捕を	と経ない	で公訴を	提起された	
とき。						
イ 代表役	大員等_					3ヵ月以上9ヵ月以内
口 一般役	计 員等					2ヵ月以上6ヵ月以内
ハ 使用人						1ヵ月以上3ヵ月以内

問い合わせ先

東北森林管理局

秋田県秋田市中通5-9-16

総務企画部 経理課長 北林 昭彦 電話 018-836-2070